

社会福祉法人会計基準の注解		
会計基準省令【平成28年厚労省令79号】	運用上の取り扱い《28.3.31局長通知：別紙》	運用上の留意事項抜粋（28.3.31課長通知：別紙）
<p>第一章 総則</p> <p>（社会福祉法人会計の基準）</p> <p>第1条 社会福祉法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）、その附属明細書及び財産目録を作成しなければならない。</p> <p>2 社会福祉法人は、この省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない。</p> <p>3 この省令の規定は、社会福祉法人が行う全ての事業に関する会計に適用する。</p> <p>（会計原則）</p> <p>第2条 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類、その附属明細書及び財産目録（以下「計算書類等」という。）を作成しなければならない。</p> <p>一 計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況に関する真実な内容を明瞭に表示すること。</p> <p>二 計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成すること。</p> <p>三 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続</p>		

して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

四 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること。

**1 重要性の原則の適用について（会計基準省令第2条第1項第4号関係）**

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1) 消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。
- (2) 保険料、賃借料、受取利息配当金、借入金利息、法人税等にかかる前払金、未払金、未収金、前受金等のうち重要性の乏しいもの、または毎会計年度経常的に発生しその発生額が少額なものについては、前払金、未払金、未収金、前受金等を計上しないことができる。
- (3) 引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。
- (4) 取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。
- (5) ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- (6) 法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

なお、財産目録の表示に関しても重要性の原

<p>第二章 会計帳簿 (会計帳簿の作成)</p> <p>第3条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第44条第3項の規定により社会福祉法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。</p> <p>2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。</p> <p>(資産の評価)</p> <p>第4条 資産については、次項から第6項までの場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。ただし、受贈又は交換によって取得した資産については、その取得時における公正な評価額を付すものとする。</p>	<p>則が適用される。</p> <p><b>8 リース取引に関する会計(会計基準省令第4条第1項関係)</b></p> <p>1 リース取引に係る会計処理は、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1) 「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。</p> <p>また、「オペレーティング・リース取引」とは、ファイナンス・リース取引以外のリー</p>	<p><b>20 リース会計について</b></p> <p>ア リース会計処理について</p> <p>企業会計においてはリース取引の会計処理はリース会計基準に従って行われる。</p> <p>社会福祉法人においてもリース取引の会計処理はこれに準じて行うこととなる。</p> <p>土地、建物等の不動産のリース取引(契約上、賃貸借となっているものも含む。)についても、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定する。ただし、土地については、所有権の移転条項又は割安購入選択権の条項がある場合等を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定することとなる。</p> <p>なお、リース契約1件当たりのリース料総</p>
---	--	--

	<p>ス取引をいう。</p> <p>(2) ファイナンス・リース取引については、原則として、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。</p> <p>(3) ファイナンス・リース取引のリース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産ごとに、一括してリース資産として表示する。</p> <p>ただし、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めることもできるものとする。</p> <p>(4) オペレーティング・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。</p> <p>(5) ファイナンス・リース取引におけるリース資産の取得価額及びリース債務の計上額については、原則として、リース料総額から利息相当額を控除するものとする。</p> <p>2 利息相当額をリース期間中の各期に配分する方法は、原則として、利息法（各期の支払利息相当額をリース債務の未返済元本残高に一定の利率を乗じて算定する方法）によるものとする。</p> <p>3 リース取引については、以下の項目を計算書類に注記するものとする。</p> <p>(1) ファイナンス・リース取引の場合、リース資産について、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の方法を注記する。</p> <p>(2) オペレーティング・リース取引のうち解約</p>	<p>額（維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。）が300万円以下のリース取引等少額のリース資産や、リース期間が1年以内のリース取引についてはオペレーティング・リース取引の会計処理に準じて資産計上又は<u>運用上の取り扱い第8</u>に記載されている注記を省略することができる等の簡便的な取扱いができるものとする。</p> <p>イ 利息相当額の各期への配分について</p> <p>リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合は、次のいずれかの方法を適用することができる。</p> <p>① <u>運用上の取り扱い第8</u>の定めによらず、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によることができる。</p> <p>この場合、リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上される。</p> <p>② <u>運用上の取り扱い第8</u>の定めによらず、利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法として、定額法を採用することができる。</p> <p>なお、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高（<u>運用上の取り扱い第1</u>で通常</p>
--	--	--

	<p>不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照表日後 1 年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後 1 年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記する。</p> <p><b>13 外貨建の資産及び負債の決算時における換算について（会計基準省令第 4 条第 1 項、第 22 条第 2 項関係）</b></p> <p>外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等については、原則として、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。</p> <p>決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。</p> <p><b>14 受贈、交換によって取得した資産について（会計基準省令第 4 条第 1 項関係）</b></p> <p>(1) 通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額をもって行うものとする。</p> <p>(2) 交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行うものとする。</p>	<p>の貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたものや、<u>運用上の取り扱い第 8</u>に従い利息相当額を利息法により各期に配分しているリース資産に係るものを除く。）が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が 10 %未満である場合とする。</p>
--	---	--

<p>2 有形固定資産及び無形固定資産については、会計年度の末日（会計年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条及び次条第2項において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。</p>	<p><b>16 減価償却について（会計基準省令第4条第2項関係）</b></p> <p>(1) 減価償却の対象</p> <p>耐用年数が1年以上、かつ、使用又は時の経過により価値が減ずる有形固定資産及び無形固定資産（ただし、取得価額が少額のものを除く。以下「償却資産」という。）に対して毎期一定の方法により償却計算を行わなければならない。</p> <p>なお、土地など減価が生じない資産（非償却資産）については、減価償却を行うことができないものとする。</p> <p>(2) 減価償却の方法</p> <p>減価償却の方法としては、有形固定資産については定額法又は定率法のいずれかの方法で償却計算を行う。</p> <p>また、ソフトウェア等の無形固定資産については定額法により償却計算を行うものとする。</p> <p>なお、償却方法は、拠点区分ごと、資産の種類ごとに選択し、適用することができる。</p>	
<p>3 会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。ただし、使用価値を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない</p>	<p><b>17 固定資産の使用価値の見積もりについて（会計基準省令第4条第3項関係）</b></p> <p>(1) 使用価値により評価できるのは、対価を伴う事業に供している固定資産に限られるものとする。</p> <p>(2) 使用価値は、資産又は資産グループを単位とし、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価</p>	<p><b>22 資産価値の下落について</b></p> <p><u>会計基準省令第4条第3項</u>に規定する会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産とは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいうものとする。</p>

<p>限りにおいて、使用価値を付することができる。</p> <p>4 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、徴収不能のおそれがあるときは、会計年度の末日においてその時に徴収することができないと見込まれる額を控除しなければならない。</p> <p>5 満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。第29条第1項第11号において同じ。）以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度の末日においてその時の時価を付さなければならない。</p> <p>6 棚卸資産については、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付さなければならない。</p> <p>（負債の評価）</p> <p>第5条 負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。</p> <p>2 次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。</p>	<p>値をもって算定する。</p> <p><b>15 満期保有目的の債券の評価について（会計基準省令第4条第5項関係）</b></p> <p>満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p><b>18 引当金について（会計基準省令第5条第2項関係）</b></p> <p>(1) 将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積も</p>	
--	---	--

<p>一 賞与引当金 二 退職給付引当金</p> <p>(純資産)</p> <p>第6条 基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上するものとする。</p>	<p>ることができる場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載する。</p> <p>(2) 原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常1年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常1年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上するものとする。</p> <p>また、徴収不能引当金は、当該金銭債権から控除するものとする。</p> <p>(3) 職員に対し賞与を支給することとされている場合、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上するものとする。</p> <p>(4) 職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を退職給付引当金として計上するものとする。</p> <p><b>11 基本金への組入れについて(会計基準省令第6条第1項、第22条第4項関係)</b></p> <p>会計基準省令第6条第1項に規定する基本金は以下のものとする。</p> <p>(1) 社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び</p>	<p><b>14 基本金について</b></p> <p>(1) 基本金</p> <p>会計基準省令第6条第1項及び運用上の取り扱い第11に規定する基本金として計上する額とは、次に掲げる額をいう。</p>
--	--	---



	<p>増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額</p> <p>(2) 前号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額</p> <p>(3) 施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額</p> <p>また、基本金への組入れは、同項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上して行う。</p>	<p>ア <u>運用上の取り扱い第11(1)</u>に規定する基本金について</p> <p>運用上の取り扱い第11(1)に規定する社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額とは、土地、施設の創設、増築、増改築における増築分、拡張における面積増加分及び施設の創設及び増設等時における初度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄附金の額とする。</p> <p>さらに、地方公共団体から無償又は低廉な価額により譲渡された土地、建物の評価額（又は評価差額）は、寄附金とせずに、国庫補助金等を含めて取り扱うものとする。</p> <p>なお、設備の更新、改築等に当たっての寄附金は基本金に含めないものとする。</p> <p>イ <u>運用上の取り扱い第11(2)</u>に規定する基本金について</p> <p>運用上の取り扱い第11(2)に規定する資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額とは、施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得するにあたって、借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金の総額をいう。</p> <p>ウ <u>運用上の取り扱い第11(3)</u>に規定する基本金について</p> <p>運用上の取り扱い第11(3)に規定する施設の</p>
--	--	--

<p>2 国庫補助金等特別積立金には、社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等（第22条第4項において「国庫補助金等」という。）の額を計上するものとする。</p>	<p><b>9 国庫補助金等特別積立金の取崩しについて（会計基準省令第6条第2項、第22条第1項及び第4項関係）</b></p> <p>国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した国庫補助金等に基づいて積み立てられたものであり、当該国庫補助金等の目的は、社会福祉法人</p>	<p>創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額とは、平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課連名通知「社会福祉法人の認可について」別添社会福祉法人審査要領第2(3)に規定する、当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受した寄附金の額をいう。</p> <p>(2) 基本金の組入れ</p> <p><u>会計基準省令第6条第1項及び運用上の取り扱い第11</u>に規定する基本金への組み入れについては、複数の施設に対して一括して寄附金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分することとする。</p> <p>なお、基本金の組み入れは会計年度末に一括して合計額を計上することができるものとする。</p> <p><b>15 国庫補助金等特別積立金について</b></p> <p>(1) 国庫補助金等</p> <p><u>会計基準省令第6条第2項及び運用上の取り扱い第10</u>に規定する国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号）に定める施設整備事業に対する</p>
--	---	---

の資産取得のための負担を軽減し、社会福祉法人が経営する施設等のサービス提供者のコスト負担を軽減することを通して、利用者の負担を軽減することである。

したがって、国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上しなければならない。

また、国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しなければならない。

#### **10 国庫補助金等特別積立金への積立てについて (会計基準省令第6条第2項、第22条第4項関係)**

会計基準省令第6条第2項に規定する国庫補助金等特別積立金として以下のものを計上する。

- (1) 施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等を計上するものとする。
- (2) 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事

補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。

また、国庫補助金等には、自転車競技法第24条第6号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業による助成金等を含むものとする。

なお、施設整備及び設備整備の目的で共同募金会から受ける受配者指定寄附金以外の配分金も国庫補助金等を含むものとする。

また、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等とする。

#### (2) 国庫補助金等特別積立金の積立て

ア 国庫補助金等特別積立金の積立て

会計基準省令第6条第2項及び運用上の取り扱い第10に規定する国庫補助金等特別積立金については、国又は地方公共団体等から受け入れた補助金、助成金及び交付金等の額を各拠点区分で積み立てることとし、合築等により受け入れる拠点区分が判明しない場合、又は複数の施設に対して補助金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分することとする。

設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備

	<p>業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。</p> <p>また、会計基準省令第6条第2項に規定する国庫補助金等特別積立金の積立ては、同項に規定する国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上して行う。</p>	<p>整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものとして国庫補助金等とされたものは、実際に償還補助があったときに当該金額を国庫補助金等特別積立金に積立てるものとする。</p> <p>また、当該国庫補助金等が計画通りに入金されなかった場合については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算を行うものとする。</p> <p>ただし、当該金額が僅少な場合は、再計算を省略することができるものとする。</p> <p>さらに、設備資金借入金の償還補助が打ち切られた場合の国庫補助金等については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算をし、経過期間分の修正を行うものとする。</p> <p>当該修正額は原則として特別増減の部に記載するものとするが、重要性が乏しい場合はサービス活動外増減の部に記載できるものとする。</p> <p>イ 国庫補助金等特別積立金の取崩し</p> <p><u>運用上の取り扱い第9</u>に規定する国庫補助金等特別積立金の減価償却等による取り崩し及び国庫補助金等特別積立金の対象となった基本財産等が廃棄又は売却された場合の取り崩しの場合についても各拠点区分で処理することとする。</p> <p>また、国庫補助金等はその効果を発現する期</p>
--	--	--

<p>3 その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。</p>	<p><b>19 積立金と積立資産の関係について(会計基準省令第6条第3項関係)</b></p> <p>当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。</p> <p>また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。</p>	<p>間にわたって、支出対象経費（主として減価償却費をいう）の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上する。</p> <p>なお、非償却資産である土地に対する国庫補助金等は、原則として取崩しという事態は生じず、将来にわたっても純資産に計上する。</p> <p>さらに、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものとして積み立てられた国庫補助金等特別積立金の取崩額の計算に当たっては、償還補助総額を基礎として支出対象経費（主として減価償却費をいう）の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上する。</p> <p><b>19 積立金と積立資産について</b></p> <p>(1) 積立資産の積立て</p> <p>運用上の取り扱い第19において積立金を計上する際は同額の積立資産を積み立てることとしているが、資金管理上の理由等から積立資産の積立てが必要とされる場合には、その名称・理由を明確化した上で積立金を積み立てずに積立資産を計上できるものとする（運用上の取り扱い別紙3（⑫）「積立金・積立資産明細書」参照）。</p>
---	---	---

<p style="text-align: center;">第三章 計算書類等</p> <p style="text-align: center;">第一節 総則</p> <p>(計算書類等)</p> <p>第7条 社会福祉法人が作成しなければならない計算書類等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 各会計年度に係る次に掲げる貸借対照表</p> <p>イ 法人単位貸借対照表</p> <p>ロ 貸借対照表内訳表</p> <p>ハ 事業区分貸借対照表内訳表</p> <p>ニ 拠点区分貸借対照表</p> <p>二 各会計年度に係る次に掲げる収支計算書</p> <p>イ 次に掲げる資金収支計算書</p> <p>(1) 法人単位資金収支計算書</p>		<p>(4) 授産事業に関する積立金</p> <p>授産施設は、最低基準において「授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。」と規定していることから、原則として剰余金は発生しないものである。</p> <p>しかしながら、<u>会計基準省令第6条第3項</u>に規定する「その他の積立金」により、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、工賃平均積立金等の積立金として処理を行うことは可能である。</p> <p>なお、積立金を計上する場合には、同額の積立資産を計上することによりその存在を明らかにしなければならない。</p>
--	--	---

<p>(2) 資金収支内訳表</p> <p>(3) 事業区分資金収支内訳表</p> <p>(4) 拠点区分資金収支計算書</p> <p>ロ 次に掲げる事業活動計算書</p> <p>(1) 法人単位事業活動計算書</p> <p>(2) 事業活動内訳表</p> <p>(3) 事業区分事業活動内訳表</p> <p>(4) 拠点区分事業活動計算書</p> <p>三 各会計年度に係る計算書類の附属明細書</p> <p>四 各会計年度に係る財産目録</p> <p>2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める計算書類の作成を省略することができる。</p> <p>一 事業区分（法第2条第1項に規定する社会福祉事業又は法第26条第1項に規定する公益事業若しくは収益事業の区分をいう。以下同じ。）が法第2条第1項に規定する社会福祉事業のみである場合 前項第1号ロ並びに第2号イ(2)及びロ(2)</p> <p>二 拠点区分（社会福祉法人がその行う事業の会計管理の実態を勘案して設ける区分をいう。以下同じ。）の数が一である場合 前項第1号ロ及びハ並びに第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)</p> <p>三 事業区分において拠点区分の数が一である場合 前項第1号ハ並びに第2号イ(3)及びロ(3)</p>		
--	--	--

<p>(総額表示) 第8条 計算書類等に記載する金額は、原則として総額をもって表示しなければならない。</p> <p>(金額の表示の単位) 第9条 計算書類等に記載する金額は、一円単位をもって表示するものとする。</p> <p>(会計の区分) 第10条 社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けなければならない。</p> <p>2 拠点区分には、サービス区分（社会福祉法人がその行う事業の内容に応じて設ける区分をいう。以下同じ。）を設けなければならない。</p>	<p><b>2 拠点区分の方法について（会計基準省令第10条第1項関係）</b> 拠点区分は、原則として、予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。</p> <p><b>3 サービス区分の方法について（会計基準省令第10条第2項関係）</b> サービス区分は、その拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているものについて区分を設定するものとする。例えば、以下のようなものがある。</p> <p>(1) 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サ</p>	
--	---	--



<p>(内部取引)</p> <p>第11条 社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、内部取引の相殺消去をするものとする。</p>	<p>サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準における会計の区分</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準における会計の区分</p> <p>また、その他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。</p> <p>サービス区分を設定する場合には、拠点区分資金収支明細書（別紙3（㊸））及び拠点区分事業活動明細書（別紙3（㊹））を作成するものとし、またサービス区分を予算管理の単位とすることができるものとする。</p> <p><b>4 内部取引の相殺消去について（会計基準省令第11条関係）</b></p> <p>社会福祉法人が有する事業区分間、拠点区分間において生ずる内部取引について、異なる事業区分間の取引を事業区分間取引とし、同一事業区分内の拠点区分間の取引を拠点区分間取引という。同一拠点区分内のサービス区分間の取引をサービス区分間取引という。</p> <p>事業区分間取引により生じる内部取引高は、資金収支内訳表及び事業活動内訳表において相殺消去するものとする。当該社会福祉法人の事業区分間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。</p> <p>また、拠点区分間取引により生じる内部取引高は、事業区分資金収支内訳表及び事業区分事業活動内訳表において相殺消去するものとする。当該</p>	<p><b>23 内部取引の相殺消去について</b></p> <p><u>運用上の取り扱い第4</u>に規定する内部取引の相殺消去には、ある事業区分、拠点区分又はサービス区分から他の事業区分、拠点区分又はサービス区分への財貨又はサービスの提供を外部との取引と同様に収益（収入）・費用（支出）として処理した取引も含むものとする。</p> <p>例えば、就労支援事業のある拠点区分において製造した物品を他の拠点区分で給食として消費した場合には、就労支援事業収益（収入）と給食費（支出）を、内部取引消去欄で相殺消去する取扱いをするものとする。</p>
--	---	--

<p style="text-align: center;">第二節 資金収支計算書</p> <p>(資金収支計算書の内容)</p> <p>第12条 資金収支計算書は、当該会計年度における全ての支払資金の増加及び減少の状況を明瞭に表示するものでなければならない。</p> <p>(資金収支計算書の資金の範囲)</p> <p>第13条 支払資金は、流動資産及び流動負債（経常的な取引以外の取引によって生じた債権又は債務のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものとして固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産又は流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）とし、支払資金残高は、当該流動資産と流動負債との差額とする。</p>	<p>社会福祉法人の拠点区分間における内部貸借取引の残高は、事業区分貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。</p> <p>なお、サービス区分間取引により生じる内部取引高は、拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））及び拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））において相殺消去するものとする。</p> <p><b>5 支払資金について（会計基準省令第13条関係）</b></p> <p>資金収支計算書の支払資金とは、経常的な支払準備のために保有する現金及び預貯金、短期間のうちに回収されて現金又は預貯金になる未収金、立替金、有価証券等及び短期間のうちに事業活動支出として処理される前払金、仮払金等の流動資産並びに短期間のうちに現金又は預貯金によって決済される未払金、預り金、短期運営資金借入金等及び短期間のうちに事業活動収入として処理される前受金等の流動負債をいう。ただし、支払資金としての流動資産及び流動負債には、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられたもの、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。支払資金の残高は、これらの流動資産と流動負債の差額をいう。</p>	
---	--	--

(資金収支計算の方法)

第14条 資金収支計算は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行うものとする。

2 資金収支計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収入及び支出を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。

(資金収支計算書の区分)

第15条 資金収支計算書は、次に掲げる収支に区分するものとする。

- 一 事業活動による収支
- 二 施設整備等による収支
- 三 その他の活動による収支

#### 7 共通支出及び共通費用の配分について(会計基準省令第14条第2項、第20条第2項関係)

資金収支計算及び事業活動計算を行うに当たって、人件費、水道光熱費、減価償却費等、事業区分又は拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用については、合理的な基準に基づいて配分することになるが、その配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準(例えば、人数、時間、面積等による基準、又はこれらの2つ以上の要素を合わせた複合基準)を選択して適用する。

一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。

なお、共通する収入及び収益がある場合には、同様の取扱いをするものとする。

(資金収支計算書の構成)

第16条 前条第1号に掲げる収支には、経常的な事業活動による収入（受取利息配当金収入を含む。）及び支出（支払利息支出を含む。）を記載し、同号に掲げる収支の収入から支出を控除した額を事業活動資金収支差額として記載するものとする。

2 前条第2号に掲げる収支には、固定資産の取得に係る支出及び売却に係る収入、施設整備等補助金収入、施設整備等寄附金収入、設備資金借入金収入、設備資金借入金元金償還支出その他施設整備等に係る収入及び支出を記載し、同号に掲げる収支の収入から支出を控除した額を施設整備等資金収支差額として記載するものとする。

3 前条第3号に掲げる収支には、長期運営資金の借入れ及び返済、積立資産の積立て及び取崩し、投資有価証券の購入及び売却等資金の運用に係る収入（受取利息配当金収入を除く。）及び支出（支払利息支出を除く。）並びに同条第1号及び第2号に掲げる収支に属さない収入及び支出を記載し、同条第3号に掲げる収支の収入から支出を控除した額をその他の活動資金収支差額として記載するものとする。

4 資金収支計算書には、第1項の事業活動資金収支差額、第2項の施設整備等資金収支差額及び前項のその他の活動資金収支差額を合計した額を当期資金収支差額合計として記載し、これに前期末支払資金残高を加算した額を当期末支払資金残高として記載するものとする。

5 法人単位資金収支計算書及び拠点区分資金収支計算書には、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

6 前項の場合において、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目については、その理由を備考欄に記載するものとする。

(資金収支計算書の種類及び様式)

第17条 法人単位資金収支計算書は、法人全体について表示するものとする。

2 資金収支内訳表及び事業区分資金収支内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。

3 拠点区分資金収支計算書は、拠点区分別の情報を表示するものとする。

4 第1項から前項までの様式は、第1号第1様式から第4様式までのとおりとする。

(資金収支計算書の勘定科目)

第18条 資金収支計算書に記載する勘定科目は、別表第1のとおりとする。

### 第三節 事業活動計算書

(事業活動計算書の内容)

第19条 事業活動計算書は、当該会計年度における全ての純資産の増減の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

(事業活動計算の方法)

第20条 事業活動計算は、当該会計年度における

純資産の増減に基づいて行うものとする。

- 2 事業活動計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収益及び費用を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。

(事業活動計算書の区分)

第21条 事業活動計算書は、次に掲げる部に区分するものとする。

- 一 サービス活動増減の部
- 二 サービス活動外増減の部
- 三 特別増減の部
- 四 繰越活動増減差額の部

- 2 拠点区分には、サービス区分（社会福祉法人がその行う事業の内容に応じて設ける区分をいう。

## 7 共通支出及び共通費用の配分について（会計基準省令第14条第2項、第20条第2項関係）

資金収支計算及び事業活動計算を行うに当たって、人件費、水道光熱費、減価償却費等、事業区分又は拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用については、合理的な基準に基づいて配分することになるが、その配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準（例えば、人数、時間、面積等による基準、又はこれらの2つ以上の要素を合わせた複合基準）を選択して適用する。

一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。

なお、共通する収入及び収益がある場合には、同様の取扱いをするものとする。

以下同じ。)を設けなければならない。

(事業活動計算書の構成)

第22条 前条第1号に掲げる部には、サービス活動による収益及び費用を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載するものとする。この場合において、サービス活動による費用には、減価償却費等の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。

#### **9 国庫補助金等特別積立金の取崩しについて(会計基準省令第6条第2項、第22条第1項及び第4項関係)**

国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した国庫補助金等に基づいて積み立てられたものであり、当該国庫補助金等の目的は、社会福祉法人の資産取得のための負担を軽減し、社会福祉法人が経営する施設等のサービス提供者のコスト負担を軽減することを通して、利用者の負担を軽減することである。

したがって、国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上しなければならない。

また、国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しなければならない。

2 前条第2号に掲げる部には、受取利息配当金収益、支払利息、有価証券売却益、有価証券売却損その他サービス活動以外の原因による収益及び費用であって経常的に発生するものを記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動外増減差額として記載するものとする。

3 事業活動計算書には、第1項のサービス活動増減差額に前項のサービス活動外増減差額を加算した額を経常増減差額として記載するものとする。

4 前条第3号に掲げる部には、第6条第1項の寄附金及び国庫補助金等の収益、基本金の組入額、国庫補助金等特別積立金の積立額、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益（金額が僅少なものを除く。）を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載するものとする。この場合において、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損又は処分損を記載する場合は、特別費用の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。

**13 外貨建の資産及び負債の決算時における換算について（会計基準省令第4条第1項、第22条第2項関係）**

外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等については、原則として、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。

決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

**10 国庫補助金等特別積立金への積立てについて（会計基準省令第6条第2項、第22条第4項関係）**

会計基準省令第6条第2項に規定する国庫補助金等特別積立金として以下のものを計上する。

- (1) 施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等を計上するものとする。
- (2) 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは国庫補



<p>5 事業活動計算書には、第3項の経常増減差額に前項の特別増減差額を加算した額を当期活動増減差額として記載するものとする。</p>	<p>助金等特別積立金に計上するものとする。</p> <p>また、会計基準省令第6条第2項に規定する国庫補助金等特別積立金の積立ては、同項に規定する国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上して行う。</p> <p><b>11 基本金への組入れについて(会計基準省令第6条第1項、第22条第4項関係)</b></p> <p>会計基準省令第6条第1項に規定する基本金は以下のものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額</li> <li>(2) 前号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額</li> <li>(3) 施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額</li> </ol> <p>また、基本金への組入れは、同項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上して行う。</p>	
---	---	--

6 前条第4号に掲げる部には、前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を記載し、前項の当期活動増減差額にこれらの額を加減した額を次期繰越活動増減差額として記載するものとする。

(事業活動計算書の種類及び様式)

第23条 法人単位事業活動計算書は、法人全体について表示するものとする。

2 事業活動内訳表及び事業区分事業活動内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。

3 拠点区分事業活動計算書は、拠点区分別の情報を表示するものとする。

4 第1項から前項までの様式は第2号第1様式から第4様式までのとおりとする。

(事業活動計算書の勘定科目)

第24条 事業活動計算書に記載する勘定科目は、別表第2のとおりとする。

#### 第四節 貸借対照表

(貸借対照表の内容)

第25条 貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものでなければならない。

#### 12 基本金の取崩しについて（会計基準省令第22条第6項関係）

社会福祉法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本金組み入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上する。

#### 14 基本金について

(3) 基本金の取り崩し

運用上の取り扱い第12に規定する基本金の取崩しについても各拠点区分において取崩しの処理を行うこととする。

なお、基本金を取り崩す場合には、基本財産の取崩しと同様、事前に所轄庁に協議し、内容の審査を受けなければならない。

<p>(貸借対照表の区分)</p> <p>第26条 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。</p> <p>2 純資産の部は、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。</p> <p>(貸借対照表の種類及び様式)</p> <p>第27条 法人単位貸借対照表は、法人全体について表示するものとする。</p> <p>2 貸借対照表内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。</p>	<p><b>6 資産及び負債の流動と固定の区分について(会計基準省令第26条第1項関係)</b></p> <p>未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産または流動負債に属するものとする。</p> <p>ただし、これらの債権のうち、破産債権、更生債権等で1年以内に回収されないことが明らかなのは固定資産に属するものとする。</p> <p>貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に属するものとし、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に属するものとする。</p> <p>現金及び預貯金は、原則として流動資産に属するものとするが、特定の目的で保有する預貯金は、固定資産に属するものとする。ただし、当該目的を示す適当な科目で表示するものとする。</p>	
--	---	--

3 拠点区分貸借対照表は、拠点区分別の情報を表示するものとする。

4 第1項から前項までの様式は、第3号第1様式から第4様式までのとおりとする。

(貸借対照表の勘定科目)

第28条 貸借対照表に記載する勘定科目は、別表第3のとおりとする。

#### 第五節 計算書類の注記

第29条 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 会計年度の末日において、社会福祉法人が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下この号において「継続事業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項

二 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針

#### 24 計算書類に対する注記について（会計基準省令第29条関係）

法人全体で記載する注記及び拠点区分で記載する注記は、それぞれ別紙1及び別紙2のとおりとする。

なお、法人全体で記載する注記は、計算書類第3号の3様式の後に、拠点区分で記載する注記は、計算書類第3号の4様式の後に記載するものとする。

#### 20 重要な会計方針の開示について（会計基準省令第29条第1項第2号関係）

重要な会計方針とは、社会福祉法人が計算書類を作成するに当たって、その財政及び活動の状況を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに計算書類への表示の方法をいう。

なお、代替的な複数の会計処理方法等が認めら

#### 25 計算書類の勘定科目及び注記について

(2) 計算書類に対する注記

計算書類に対する注記は、法人全体又は拠点区分で該当する内容がない項目についても、会計基準省令第29条第1項第1号、第3号、第9号及び第10号を除いては、項目名の記載は省略できない。

この場合は当該項目に「該当なし」などと記載するものとする。

<p>三 重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額</p> <p>四 法人で採用する退職給付制度</p> <p>五 法人が作成する計算書類等並びに拠点区分及びサービス区分</p> <p>六 基本財産の増減の内容及び金額</p> <p>七 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額</p> <p>八 担保に供している資産に関する事項</p> <p>九 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高</p> <p>十 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高</p> <p>十一 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益</p> <p>十二 関連当事者との取引の内容に関する事項</p>	<p>れていない場合には、会計方針の注記を省略することができる。</p> <p><b>21 関連当事者との取引の内容について（会計基準省令第29条第1項第12号及び第2項関係）</b></p> <p>1 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。</p> <p>(1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名</p>	<p><b>26 関連当事者との取引について</b></p> <p>運用上の取り扱い第21における関連当事者との取引の内容について計算書類に注記を付す場合の関連当事者の範囲及び重要性の基準は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 関連当事者の範囲</p>
---	---	--

<p>十三 重要な偶発債務</p>	<p>称、所在地、直近の会計年度末における資産総額及び事業の内容</p> <p>なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該社会福祉法人の役員又は近親者の所有割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業</p> <p>(3) 当該社会福祉法人と関連当事者との関係</p> <p>(4) 取引の内容</p> <p>(5) 取引の種類別の取引金額</p> <p>(6) 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>(7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高</p> <p>(8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>2 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、1に規定する注記を要しない。</p> <p>(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>(2) 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い</p>	<p>当該社会福祉法人の役員及びその近親者とは、以下に該当するものとする。</p> <p>ア 役員及びその近親者（3親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者。</p> <p>なお、「親族及びこの者と特別の関係にあるもの」とは例えば以下を指すこととする。）</p> <p>① 当該役員とまだ婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者</p> <p>② 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>③ ①又は②の親族で、これらの者と生計を一にしている者</p> <p>イ 役員及びその近親者が議決権の過半数を有している法人</p> <p>社会福祉法人の役員のうち、対象とする役員は有給常勤役員に限定するものとする。</p> <p>(2) 関連当事者との取引に係る開示対象範囲</p> <p>上記(1)ア及びイに掲げる者との取引については、事業活動計算書項目及び貸借対照表項目いずれに係る取引についても、年間1,000万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。</p>
-------------------	---	--

<p>十四 重要な後発事象</p>	<p><b>22 重要な後発事象について（会計基準省令第29条第1項第14号関係）</b></p> <p>後発事象とは、当該会計年度末日後に発生した事象で翌会計年度以後の社会福祉法人の財政及び活動の状況に影響を及ぼすものをいう。</p> <p>重要な後発事象は社会福祉法人の状況に関する利害関係者の判断に重要な影響を与えるので、計算書類作成日までに発生したものは計算書類に注記する必要がある。</p> <p>重要な後発事象の例としては、次のようなものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火災、出水等による重大な損害の発生</li> <li>(2) 施設の開設又は閉鎖、施設の譲渡又は譲受け</li> <li>(3) 重要な係争事件の発生又は解決</li> <li>(4) 重要な徴収不能額の発生</li> </ol> <p>なお、後発事象の発生により、当該会計年度の決算における会計上の判断ないし見積りを修正する必要が生じた場合には、当該会計年度の計算書類に反映させなければならない。</p>	
<p>十五 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項</p>	<p><b>23 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項について（会計基準省令第29条第1項第15号関係）</b></p> <p>会計基準省令第29条第1項15号に規定する「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」とは、計算書類に記載すべきものとして会計基準省令に定められた</p>	

<p>2 前項第12号に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 当該社会福祉法人の役員及びその近親者</p> <p>二 前号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人</p>	<p>もののほかに、社会福祉法人の利害関係者が、当該法人の状況を適正に判断するために必要な事項である。</p> <p>このような事項は、個々の社会福祉法人の経営内容、周囲の環境等によって様々であるが、その例としては、次のようなものがある。</p> <p>(1) 状況の変化にともなう引当金の計上基準の変更、固定資産の耐用年数、残存価額の変更等会計処理上の見積方法の変更に関する事項</p> <p>(2) 法令の改正、社会福祉法人の規程の制定及び改廃等、会計処理すべき新たな事実の発生にともない新たに採用した会計処理に関する事項</p> <p>(3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項</p> <p>(4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項</p> <p><b>21 関連当事者との取引の内容について(会計基準省令第29条第1項第12号及び第2項関係)</b></p> <p>1 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。</p> <p>(1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計年度末における資産総額及び事業の内容</p> <p>なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該社会福祉法人の役員又は近親者の所有割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏</p>	
---	---	--



<p>3 計算書類には、拠点区分ごとに第1項第2号から第11号まで、第14号及び第15号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が一の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。</p>	<p>名及び職業</p> <p>(3) 当該社会福祉法人と関連当事者との関係</p> <p>(4) 取引の内容</p> <p>(5) 取引の種類別の取引金額</p> <p>(6) 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>(7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高</p> <p>(8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>2 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、1に規定する注記を要しない。</p> <p>(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>(2) 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い</p>	
--	--	--

## 第六節 附属明細書

(附属明細書の構成)

第30条 附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

2 社会福祉法人が作成しなければならない附属明細書は次に掲げるとおりとする。この場合において、第1号から第7号までに掲げる附属明細書にあっては法人全体について、第8号から第19号までに掲げる附属明細書にあっては拠点区分ごとに作成するものとする。

一 借入金明細書

二 寄附金収益明細書

三 補助金事業等収益明細書

四 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書

五 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）  
残高明細書

六 基本金明細書

七 国庫補助金等特別積立金明細書

八 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形  
固定資産）の明細書

九 引当金明細書

十 拠点区分資金収支明細書

十一 拠点区分事業活動明細書

十二 積立金・積立資産明細書

十三 サービス区分間繰入金明細書

十四 サービス区分間貸付金（借入金）残高明細  
書

十五 就労支援事業別事業活動明細書

## 25 附属明細書について（会計基準省令第30条関係）

会計基準省令第30条に規定する附属明細書は以下のものをいう。

ただし、該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成は省略できるものとする。

(1) 法人全体で作成する附属明細書（別紙3(①)～別紙3(⑦)）

以下の附属明細書は、法人全体で作成するものとし、附属明細書の中で拠点区分ごとの内訳を示すものとする。

(別紙3(①)) 借入金明細書

(別紙3(②)) 寄附金収益明細書

(別紙3(③)) 補助金事業等収益明細書

(別紙3(④)) 事業区分間及び拠点区分間繰入金  
明細書

(別紙3(⑤)) 事業区分間及び拠点区分間貸付金  
(借入金) 残高明細書

(別紙3(⑥)) 基本金明細書

(別紙3(⑦)) 国庫補助金等特別積立金明細書

(2) 拠点区分で作成する附属明細書（別紙3(⑧)から別紙3(⑱)）

ア 拠点区分で作成する附属明細書

以下の附属明細書は拠点区分ごとに作成するものとし、法人全体で作成する必要はないものとする。

(別紙3(⑧)) 基本財産及びその他の固定資産（有

<p>十六 就労支援事業製造原価明細書  十七 就労支援事業販管費明細書  十八 就労支援事業明細書  十九 授産事業費用明細書</p> <p>3 社会福祉法人は、前項の規定にかかわらず、厚生労働省社会・援護局長（次項及び第34条において「社会・援護局長」という。）が定めるところにより、同項各号に掲げる附属明細書の作成を省略することができる。</p> <p>4 第2項各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。</p>	<p>形・無形固定資産）の明細書  （別紙3（⑨））引当金明細書  （別紙3（⑩））拠点区分資金収支明細書  （別紙3（⑪））拠点区分事業活動明細書  （別紙3（⑫））積立金・積立資産明細書  （別紙3（⑬））サービス区分間繰入金明細書  （別紙3（⑭））サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書  （別紙3（⑮））就労支援事業別事業活動明細書  （別紙3（⑮-2））就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）  （別紙3（⑯））就労支援事業製造原価明細書  （別紙3（⑯-2））就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）  （別紙3（⑰））就労支援事業販管費明細書  （別紙3（⑰-2））就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）  （別紙3（⑱））就労支援事業明細書  （別紙3（⑱-2））就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）  （別紙3（⑲））授産事業費用明細書</p> <p>イ 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書（別紙3（⑧））の取扱い  基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書では、基本財産（有形固定資産）及びその他の固定資産（有形固定資産及び無形固定資産）の種類ごとの残高等</p>	
---	---	--

	<p>を記載するものとする。</p> <p>なお、有形固定資産及び無形固定資産以外に減価償却資産がある場合には、当該資産についても記載するものとする。</p> <p>ウ 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））及び拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））の取扱い介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点については、それぞれの事業ごとの事業活動状況を把握するため、拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））を作成するものとし、拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））の作成は省略することができる。</p> <p>子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点は、それぞれの事業ごとの資金収支状況を把握するため、拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））を作成するものとし、拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））の作成は省略することができる。</p> <p>上記以外の事業を実施する拠点については、当該拠点で実施する事業の内容に応じて、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書のうちいずれか一方の明細書を作成するものとし、残る他方の明細書の作成は省略することができる。</p> <p>また、サービス区分が1つの拠点区分は、拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））及</p>	
--	---	--

	<p>び拠点区分事業活動明細書（別紙 3 (⑩)）の作成を省略できる。</p> <p>上記に従い、拠点区分資金収支明細書（別紙 3 (⑩)）又は拠点区分事業活動明細書（別紙 3 (⑩)）を省略する場合には、計算書類に対する注記（拠点区分用）「4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分」にその旨を記載するものとする。</p> <p>エ 就労支援事業に関する明細書（別紙 3 (⑮) から別紙 3 (⑮-2)）の取扱い</p> <p>就労支援事業に関する明細書の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 対象範囲</p> <p>就労支援事業の範囲は以下のとおりとする。</p> <p>① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 13 項に規定する就労移行支援</p> <p>② 同法施行規則第 6 条第 10 項第 1 号に規定する就労継続支援 A 型</p> <p>③ 同法施行規則第 6 条第 10 項第 2 号に規定する就労継続支援 B 型</p> <p>また、同法第 5 条第 6 項に基づく生活介護等において、生産活動を実施する場合については、就労支援事業に関する明細書を作成できるものとする。</p> <p>(イ) 就労支援事業別事業活動明細書（別紙 3 (⑮) 又は別紙 3 (⑮-2)）について</p>	
--	---	--

	<p>就労支援事業別事業活動明細書上の「就労支援事業販売原価」の計算については、以下のとおりである。</p> <p>① 就労支援事業所で製造した製品を販売する場合</p> <p style="padding-left: 2em;">(就労支援事業販売原価) = (期首製品(商品)棚卸高) + (当期就労支援事業製造原価) - (期末製品(商品)棚卸高)</p> <p>② 就労支援事業所以外で製造した商品を仕入れて販売する場合</p> <p style="padding-left: 2em;">(就労支援事業販売原価) = (期首製品(商品)棚卸高) + (当期就労支援事業仕入高) - (期末製品(商品)棚卸高)</p> <p>(ウ) 就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書(別紙3(⑩)から別紙3(⑰-2))について</p> <p style="padding-left: 2em;">就労支援事業別事業活動明細書の「当期就労支援事業製造原価」及び「就労支援事業販管費」に関して、「就労支援事業製造原価明細書」(別紙3(⑩)又は別紙3(⑰-2))、「就労支援事業販管費明細書」(別紙3(⑱)又は別紙3(⑲-2))を作成するものとするが、その取扱いは以下のとおりである。</p> <p>① 「製造業務に携わる利用者の賃金及び工賃」については、就労支援事業製造原価明細書に計上される。</p>	
--	--	--

	<p>また、製造業務に携わる就労支援事業に従事する職業指導員等（以下「就労支援事業指導員等」という。）の給与及び退職給付費用については、就労支援事業製造原価明細書に計上することができる。</p> <p>② 「販売業務に携わる利用者の賃金及び工賃」及び「製品の販売のために支出された費用」については、就労支援事業販管費明細書に計上される。</p> <p>また、販売業務に携わる就労支援事業指導員等の給与及び退職給付費用については、就労支援事業販管費明細書に計上することができる。</p> <p>③ 「就労支援事業製造原価明細書」及び「就労支援事業販管費明細書」について、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略することができる。</p> <p>なお、この場合において、別紙3(⑮)又は別紙3(⑮-2)の「就労支援事業別事業活動明細書」を作成の際には、作業種別毎の区分は不要とする。</p> <p>(エ) 就労支援事業明細書(別紙3(⑰)又は別紙3(⑰-2))についてサービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理</p>	
--	---	--

由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、「就労支援事業製造原価明細書（別紙３（⑩）又は別紙３（⑩－２））」及び「就労支援事業販管費明細書（別紙３（⑪）又は別紙３（⑪－２））」の作成に替えて、「就労支援事業明細書（別紙３（⑫）又は別紙３（⑫－２））」を作成すれば足りることとする。

この「就労支援事業明細書」上の「材料費」の計算については、 $(材料費) = (期首材料棚卸高) + (当期材料仕入高) - (期末材料棚卸高)$  とする。

なお、この場合において、資金収支計算書上は「就労支援事業製造原価支出」を「就労支援事業支出」と読み替え、「就労支援事業販管費支出」を削除して作成するものとし、事業活動計算書上は「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成するものとする。

また、別紙３（⑬）又は別紙３（⑬－２）の「就労支援事業別事業活動明細書」を作成の際には、同明細書上の「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成するものとする。

また、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略することもできる。



<p style="text-align: center;">第七節 財産目録</p> <p>(財産目録の内容)</p> <p>第31条 財産目録は、当該会計年度末現在における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。</p> <p>(財産目録の区分)</p> <p>第32条 財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部とに区分して純資産の額を表示するものとする。</p> <p>(財産目録の金額)</p> <p>第33条 財産目録の金額は、貸借対照表に記載し</p>	<p>オ 授産事業に関する明細書（別紙3（㊟））の取扱い授産施設で行う授産事業に関する明細書の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>(7) 対象範囲授産事業の範囲は以下のとおりとする。</p> <p>① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第5項に規定する授産施設</p> <p>② 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設</p> <p>(イ) 授産事業費用明細書について</p> <p>授産事業における費用の状況把握を適正に行うため、各法人においては「授産事業費用明細書」（別紙3（㊟））を作成し、授産事業に関する管理を適切に行うものとする。</p>	
---	---	--

<p>た金額と同一とする。</p> <p>(財産目録の種類及び様式)</p> <p>第34条 財産目録は、法人全体について表示するものとし、その様式は、社会・援護局長が定める。</p>	<p><b>26 財産目録について（会計基準省令第34条関係）</b></p> <p>財産目録は、法人全体を表示するものとする。その様式は別紙4のとおりとする。</p>	
--	--	--

注1 様式類の添付は省略している。

2 内容は予告なく変更する場合がある。